

平成22年 東京都青少年の健全な育成に関する 条例の主な改正点

インターネットや携帯電話を通じて、青少年には好ましくない有害情報が氾濫し、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害者や加害者となる事態も頻発しています。また、児童ポルノがインターネットを中心に氾濫しているほか、社会的に許されない性行為を不当に賛美・誇張する漫画等を青少年が容易に購入等することができる状況にあります。こうした課題に対処し、青少年の健全な育成を図る必要があることから、平成22年12月に条例の一部を改正しました。

インターネット利用環境の整備について

携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置（第18条の7の2）

- 保護者は、青少年が使用する携帯電話を契約する際に、フィルタリングを利用しない旨の申し出をする場合には、「青少年が有害情報を閲覧することがないように適切に監督する」等の正当な理由等を記載した書面を事業者に提出しなければなりません。(H23.7.1施行)
- 事業者は、青少年を使用者とする携帯電話の契約をする場合は、保護者等に対し、フィルタリングの内容等を記載した説明書を交付し、保護者からフィルタリングを利用しない旨の書面の提出を受けたときは、その書面の内容を記録し保存しなければなりません。(H23.7.1施行)

インターネット利用に係る保護者等の責務（第18条の8）

- 保護者は、青少年がインターネットを利用して違法な行為(※1)をすることや、自己又は他人に対して有害な行為(※2)をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、的確に管理するように努めなければなりません。また、自らもインターネットの危険性等についての理解に努め、インターネットの利用に関するルールを青少年とともに定める等努めてください。(H23.4.1施行)
- ※1 「違法な行為」とは、脅迫メールの送信、わいせつ画像をインターネット上に掲載するなどの行為をいいます。
- ※2 「自己に対し有害な行為」とは、インターネット上に援助交際の相手方を募るためのメッセージや自己の裸の画像を掲載したり、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を通じて知り合った者と実際に会って、強姦、強制わいせつ等の被害にあう場合など、自分が犯罪の被害にあうきっかけになるような行為をいいます。「他人に対し有害な行為」とは、特定の者をいじめるため執拗にメールを送りつけるなどの行為をいいます。
- 都は、インターネットを利用して違法な行為をしたり、自己又は他人に対して有害な行為をした青少年の保護者に対し、必要に応じ、再発防止に資する情報の提供その他の支援を行うように努めます。(H23.4.1施行)

インターネット利用に係る事業者の責務（第18条の7）

- 事業者は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春や犯罪被害など様々な問題が生じている実態を踏まえ、フィルタリング等の性能及び利便性の向上を図るよう努めなければなりません。(H23.4.1施行)

青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末及び機能の推奨制度（第5条の2）

- 都は、青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮している携帯電話端末等又は携帯電話端末等において利用可能な機能を推奨する制度(※3)を創設します。(H23.7.1施行)
- ※3 保護者が子供に携帯電話を持たせる必要がある場合において、保護者が携帯電話端末等や利用する機能を選ぶ際の目安とするためのものであり、子供が携帯電話を持つことを推奨するものではありません。

図書類等の青少年への販売等の制限について

図書類等の青少年への販売等の制限について（第7条～第11条）

- 出版業者や販売業者等は、漫画やアニメーション等の画像のうち、刑罰法規に触れる性交・性交類似行為（※4）、又は婚姻を禁止されている近親者間における性交・性交類似行為を、不当に賛美又は不当に誇張するように描写又は表現しているもの（※5）について、青少年への販売・閲覧等を制限するよう努めなければなりません。（H23.4.1 施行）
 - ※4 「性交」とはセックスのことです。「性交類似行為」とは、「フェラチオ」「手淫」「アナルセックス」などの性交に極めて近い性的行為のことです。
 - ※5 ①「不当に賛美するように描写又は表現しているもの」とは、本来社会的に許容されるべきものでない性交・性交類似行為を、あたかも社会的に許容されているものであるかのように描写等することにより、また、②「不当に誇張するように描写又は表現しているもの」とは、読み手である青少年がこれらの性交等が特別なものでなく通常あり得るものとして受け止めるほど、必要以上に詳細に描写等したり執拗に反復して描写等することにより、それぞれ、読み手である青少年の当該性交等に対する抵抗感を弱め、性に関する健全な判断能力の形成を妨げるおそれがあるものを意味します。
- 知事は、上記の漫画等のうち、著しく社会規範に反する性交・性交類似行為（※6）を、著しく不当に賛美し、又は著しく不当に誇張するように描写又は表現しているものを、青少年への販売・閲覧等を禁止する不健全図書類に指定することができます。（H23.7.1 施行）
 - ※6 「著しく社会規範に反する性交・性交類似行為」とは、①強制わいせつ、強姦、集団強姦、児童買春、青少年健全育成条例の淫行禁止規定違反等の刑罰法規に触れる性交・性交類似行為と、②親子、祖父母と孫、血縁関係のある兄弟姉妹やおじおばと姪甥など、民法により婚姻を禁止されている近親者間での性交・性交類似行為を指します。詳しくは、施行規則に規定されています。
- 知事は、図書類発行業者の発行する図書類等が、1年間に不健全指定を6回受けた場合に、事業者等に対して必要な措置をとるよう勧告できるほか、勧告後6ヶ月以内に再び不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができます。（H23.4.1 施行）

Q&A

Q1

なぜ条例改正が必要だったのですか？

A1

現在、書店においては、児童に対する性交など刑罰法規に触れる性交・性交類似行為や近親相姦等を、これを読んだ青少年がこうした性交等が社会的に許されているかのように誤解してしまうように描いたコミック本等が、青少年でも容易に買うことができる書棚で売られている状況があります。

これらの漫画等は、これまでの条例の基準である「性的感情を著しく刺激する」として区分陳列されている漫画等に比べ、刺激の程度は必ずしも高くはありません。したがって、これらの漫画等に対し、これまでの基準を無理に拡大解釈して適用することは行政の恣意的運用になりかねません。そこで、これらの漫画等を成人コーナーに区分できる新たな基準を、都民の代表である議会の議決が必要な条例で明確に設けることとしたのが、今回の条例改正です。

Q2

漫画等の規制は、「表現の自由」を侵害するものではないでしょうか？

A2

今回の改正は、社会的に許されない性交・性交類似行為を不当に賛美したり不当に誇張するように描写等することで、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げるおそれのある漫画等を、書店などのいわゆる「成人コーナー」に置いてもらい、青少年が見たり買ったりすることがないようにするものです。

このような、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類（漫画等含む）を区分陳列等する制度は、これまでの条例でも規定されており、この制度自体は新しいものではなく、ほとんど全ての道府県に同様の制度があります。今回の改正の対象となる漫画等についても、あくまでも青少年への販売等を行わないことにとどまり、このような漫画等を「描くこと」「創作すること」「出版すること」「18歳以上の方が買ったり見たりすること」はこれまでどおり自由です。したがって、表現の自由を侵害するものではありません。青少年の健全育成を目的とする販売制限は、最高裁判例においても、「表現の自由」を規定する憲法第21条第1項に違反するものではないと判示されています。

Q3

どのような漫画等が自主的な区分陳列の対象となるのですか？強姦や近親相姦、性的虐待の場面が出てくるだけでダメなのですか？

A3

新たな基準の対象になるのは、

- ①漫画やアニメーションなど「画像により」
- ②「刑罰法規に触れる」又は「婚姻を禁止されている近親者間の」
- ③「性交又は性交類似行為」を

④「不当に賛美し又は不当に誇張するように描写又は表現したもの」だけです。

この①から④の全てに該当するものが対象となります。いずれか一つでも当てはまらないものは、対象とはなりません。

このため、刑罰法規には触れるけれども「性交又は性交類似行為」を伴わない行為(窃盗や傷害などの性犯罪ではない犯罪のほか、性犯罪の中でも無理やり体を触ったり裸にするにとどまり、性交・性交類似行為には至っていないもの)や、「性交又は性交類似行為」を直接的に画像で表現していないもの(台詞のみで表現するなど、示唆するだけのもの)は対象になりません。

さらに、直接的に強姦や近親相姦などを画像で描写・表現したものであっても、そのような行為を「不当に賛美し又は不当に誇張するように」描写・表現していない限りは対象になりません。つまり、単に強姦や近親相姦の場面が出てきたり、性的虐待からの立ち直りのストーリーの中で性的虐待行為を描くだけで対象となるものではありません。

Q4

「源氏物語」「古事記」や「ギリシャ神話」等、日本や諸外国の過去の制度、慣習、文化等や架空の設定として、現代では「刑罰法規に触れる」又は「婚姻を禁止されている近親者間での性交等を描いた漫画等も、規制の対象となるのでしょうか？」

A4

今回の条例改正は、読み手である青少年が、今の日本の刑罰法規に触れる性交・性交類似行為や、今の日本で婚姻を禁止されている近親者間の性交・性交類似行為を社会的に許されるものと受けとめ、これらの性交等に対する青少年の抵抗感を弱め、性に関する健全な判断能力の形成を妨げられないようにするためのものです。過去の制度、慣習や諸外国の文化等として性交等の場面を描いた作品が、直ちに今回の基準の対象となるわけではないことはもちろん、SF等における架空の設定や、それに伴う性交等の描写等を否定するものではありません。

しかしながら、例えば、「近親婚が認められていた時代を背景とした作品」や「幼児との性交が許されており、法律違反とならない架空の社会」という設定にかこつけて、全編の大部分で幼い子供との性交等をテーマに照らし必要以上に執拗に描いたもので、これを読んだ青少年が、こうした性交等が今の日本でも通常あり得ることとして受け止めてしまう程度のものであれば、成人コーナーでの販売を検討する対象になり得ます。

Q5

「刑罰法規に触れる性交等」との規定がありますが、法規の中には年齢が適用の要件となっているものがあります。作品内の登場人物について年齢をどうやって判断するのですか？」

A5

刑罰法規の中で、性交等の対象者が13歳未満又は18歳未満であることが適用要件となっている場合には、登場人物の年齢設定の判断が必要になります。その場合には、年齢の表記をはじめとして、服装、所持品、学年、背景その他の人の年齢を客観的に推定させる事項の描写から判断することになります。

ただし、年齢以外の客観的事項の描写からは、読み手である青少年が、13歳未満又は18歳未満であると受けとめてしまう描き方をされているにもかかわらず、一言だけ「これは成人である」と断り書きをつけているようなものについては、成人コーナーでの販売を検討する対象になり得ます。

Q6

都の職員が勝手に不健全指定することはないのですか？」

A6

「不健全図書」としての指定は、条例と条例の施行規則に明記されている基準に基づき、東京都が行います。しかし、指定すべきかどうかは、出版業者や販売業者等から構成される自主規制団体の意見を聴いたうえで、出版や映画等の関係業界の代表者、学識経験者、保護者の代表などの第三者で構成される「東京都青少年健全育成審議会」で判断し、そこで「指定すべき」との判断が下されたもののみが、「指定」される仕組みになっています。東京都の職員の勝手な判断で指定を行うことはできません。

Q7

子供が「これから人気漫画が読めなくなるのではないか」と心配しています。本当ですか？」

A7

今回の改正で、新たに成人コーナーで売るように求めている漫画等は、強姦や児童との性交等の性犯罪や実の兄妹の性交等を不当に賛美又は不当に誇張するように描いて、読んだ青少年がそうした行為を社会的に許されるかのように、あるいは日常的にあり得ることのように思ってしまうような漫画等に限られます。子供に広く読まれているいわゆる少年少女向けの漫画雑誌には、現状、このような作品が含まれるとは考えられませんので、心配しないように子供さんにお伝えください。

児童ポルノの根絶等について

児童ポルノの根絶に向けた責務（第18条の6の2）

- 都は、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努めます。(H23.1.1施行)
- 都民のみなさんは、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、実現に向けた自主的な取り組み(※7)に努めてください。(H23.4.1施行)
※7 「自主的な取り組み」とは、例えば、実在する児童に対する性的虐待である児童ポルノをダウンロードしない、たまたま他人からメール等で送付されてきた場合はすぐに削除する、インターネット上で児童ポルノを発見した際には、削除のため適切な機関に通報する等を指します。
- 都は、みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け、自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、その青少年が受けた影響から回復等することができるよう、支援のための措置を適切に講じます。(H23.1.1施行)

悪質なジュニアアイドル誌等に係る保護者等の責務（第18条の6の3）

- 保護者や青少年の育成に関わる方は、青少年が、児童ポルノや13歳未満の青少年を衣服の全部若しくは一部を着けない状態又は水着や下着のみを着けた状態(これらと同程度とみなされる状態を含む)で扇情的なポーズ(※8)をとらせ、みだりに性欲の対象として描写した図書類(いわゆる悪質なジュニアアイドル誌、DVD等)や映画等の対象とならないよう、適切な保護監督及び教育(※9)に努めなければなりません。(H23.4.1施行)
※8 「扇情的なポーズ」とは、具体的には、上記の状態にある13歳未満の者が①性器・肛門・乳首やその周辺部(陰部・臀部・乳房)を殊更に強調し、又はその衣服や水着等の上から認識できるように、性器等やその周辺部の形状を殊更に浮き立たせたポーズ、②飲食物やその他の物品を用いること等により、その者を相手方としたり、その者による性交等を容易に連想させるポーズ、③その者の性器等やその周辺部を他人が触り(その者の衣服や水着等の上から触る場合を含む)、又はその者が他人の性器等やその周辺部を触る(他人の衣服や水着等の上から触る場合を含む)ポーズなどを指します。
- 事業者は、事業活動に関し、13歳未満の青少年が、みだりに性欲の対象として描写した図書類等の対象とならない(※10)ように努めなければなりません。(H23.4.1施行)
※10 「みだりに性欲の対象として描写した図書類等の対象とならない」とは、出版業者等において、13歳未満の青少年を、全裸・半裸・水着姿・下着姿等で扇情的なポーズをとらせた図書類の対象としない(出演させない)ことを指します。また、それ以外の一般の会社等においては、広告等において、上記のような写真等を使用しないことを指します。
- 知事は、保護者や事業者が、13歳未満の青少年をみだりに性欲の対象として描写した図書類等で著しく扇情的なものを販売等したときは、その保護者や事業者に対し、必要な指導・助言やそのために必要な説明・資料の提出を求めることができます。(H23.4.1施行)

東京都青少年・治安対策本部のホームページにおいて、条例及び規則全文等が掲載されています。

<http://www.seisyoungen-chian.metro.tokyo.jp/>

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に関するお問い合わせは

東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課

電話03-5388-3186

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎北側35階

メールアドレス S0000903@section.metro.tokyo.jp